

公立大学法人広島市立大学人事委員会規程

平成22年 6 月10日

規 程 第 1 0 号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学組織規則（平成22年公立大学法人広島市立大学規則第1号）第12条第2項の規定に基づき、人事委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 職員（広島市からの派遣職員、特任職員及び公立大学法人広島市立大学非常勤職員等就業規則第2条に規定する非常勤職員等を除く。以下同じ。）の採用、昇任及び再任の選考に関する事項
- (2) 教員活動の評価に関する事項
- (3) 教員活動の評価に基づく職員の表彰、降任及び解雇に関する事項
- (4) 不利益処分に係る不服申立てに関する事項
- (5) 公立大学法人広島市立大学職員兼業規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第45号）に定める特定の兼業に関する事項
- (6) 公立大学法人広島市立大学職員退職手当規程（平成22年公立大学法人広島市立大学規程第52号）に定める退職手当の支給制限等の処分に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、職員の人事、服務等に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、理事長をもって充てる。
- 3 副委員長は、企画・戦略担当理事及び教育・研究担当理事をもって充てる。
- 4 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 総務・危機管理担当理事
 - (2) 学部長
 - (3) 広島平和研究所長
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、理事長が必要と認めて任命する者

(任期)

第4条 前条第4項第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、

前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が定めた順序によりその職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の3分の1以上の者が委員会の招集を請求したときは、委員会を招集しなければならない。

(議事)

第7条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の3分の2以上でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の委員会への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

2 前項の規定により委員会に出席した委員以外の者は、議決に加わる権利を有しない。

(選考委員会)

第9条 委員会に、職員の採用、昇任及び再任の選考に係る審査を行うため、選考委員会を置く。

2 選考委員会は、次に掲げる委員で構成する。

(1) 対象となる職員の所属する学部、研究科、広島平和研究所又は社会連携センター（以下「部局等」という。）の長

(2) 当該部局等に所属する職員で、委員会が指名する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めて指名する者

3 選考委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

4 委員長は、会務を総理する。

5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

6 その他選考委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(調査委員会)

第10条 委員会に、職員の降任及び解雇に係る調査を行うため、調査委員会を置くことができる。

2 調査委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 対象となる職員の所属する部局等の長
- (2) 当該部局等に所属する職員で、委員会が指名する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めて指名する者

3 調査委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

4 委員長は、会務を総理する。

5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

6 その他調査委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第11条 委員会に関する事務は、事務局総務室において遂行する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成22年6月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。